

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

## 当事者尋問申出書（原告）

令和3年6月8日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野 泰 孝

同 加藤 由利子

原告は、下記のとおり、原告代表取締役の当事者尋問の申し出を行います。

### 記

#### 第1 人証の表示

〒107-0062 東京都港区南青山一丁目24番3号

当事者 原告代表取締役 中嶋一樹（同行・主尋問予定時間20分）

#### 第2 立証趣旨

本通知の発出及び存在により、原告が市町村に対して本サービスを提供することについて、現に重大な支障が生じていること

#### 第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

以 上

別紙

尋 問 事 項

原告代表取締役 中嶋一樹

- 1 原告が地方公共団体等に対して提供する「GovTech Express」の内容
- 2 「GovTech Express」の導入状況
- 3 「GovTech Express」が有する機能のうち、本サービス（※）については、渋谷区以外では全く利用されていないこと
- 4 前記3の理由について、原告が複数の自治体から説明されている内容
- 5 その他本件に関連する事項全般

※ 当該市町村の住民が、LINE を利用してオンラインにて住民票の写しの交付請求を行うことができるものであり、市町村は、電子署名ではなく、申請者から画像データにて送信される「自己の容貌」の写真（異なる角度から撮影した2点の画像）と「顔写真付き本人確認書類」の写真を照合するなどして、本人確認を行うサービス

以 上